

(意見書案第4号)

TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書

TPP交渉については、本年2月に閣僚会合が開催されたが、多くの分野で各国の主張の隔たりが大きく、「大筋合意」には至らなかった。

しかしながら、4月のオバマ大統領の来日に向けて、米国から衆参両院の農林水産委員会における決議を逸脱した譲歩を強く迫られかねず、予断を許さない状況が続いている。

TPPは農業だけの問題ではなく、例外なき関税撤廃を原則としていることから、国民一人ひとりの暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではない。このため、多くの国民や道民、地方議会と自治体首長は、TPP協定交渉への参加に反対・慎重な対応を強く求めてきた。

また、TPPのみならず、すべての国際貿易交渉において、重要品目等の関税維持は不可欠なものである。

よって、政府においては、TPP交渉等国際貿易交渉にあたり、下記のとおり対応するよう強く要望する。

記

- 1 平成25年4月の衆参両院農林水産委員会における決議「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する件について」を遵守するとともに、決議が遵守できない場合は、TPPから脱退すること。
- 2 EPA・FTA等のすべての国際貿易交渉において、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持するとともに、特に日豪EPA交渉については、平成18年12月の衆参両院農林水産委員会における決議「日豪EPAの交渉開始に関する件」を遵守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日

釧路市議会

内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣

} 宛